

永田クラブ
厚生労働省記者クラブ
農林水産省記者クラブへ貼り出し

平成 21 年 10 月 1 日
内閣府食品安全委員会事務局

GLU-No.2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウムに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案） についての御意見・情報の募集について

標記の件について、別紙のとおり、平成 21 年 10 月 1 日から 10 月 30 日までの間、御意見・情報の募集を行いますのでお知らせいたします。

【本件連絡先】

内閣府食品安全委員会事務局

評価課 鶴身、松尾

電話：03-6234-1104 又は 1105

※ この「プレスリリース版」には、業務の効率化などの観点から、審議結果（案）は添付されていません。食品安全委員会のホームページ掲載の審議結果（案）をご覧ください。

食品安全委員会ホームページ <http://www.fsc.go.jp/> から、「意見募集等」へ。

食品安全委員会について

食品安全委員会（委員長：小泉直子（こいずみ・なおこ））は、平成 15 年 7 月 1 日に内閣府に設置された、食品中に含まれる農薬や食品添加物などが健康に及ぼす影響を科学的に評価する機関（リスク評価機関）です。7 名の委員で構成され、その下に 14 の専門調査会が設置されています。

添加物、農薬、動物用医薬品、化学物質・汚染物質、器具・容器包装、微生物・ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料の分野のリスク評価を行っています。

(別紙)

GLU-No.2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウムに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集について

平成 21 年 10 月 1 日
内閣府食品安全委員会事務局評価課

概要

平成 21 年 9 月 14 日に開催された食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会(第 73 回)において、食品健康影響評価について意見を求められている GLU-No.2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウムの審議を行い、その審議結果(案)が取りまとめられ、本案については、広く国民の皆様から御意見・情報を募った上で、食品安全委員会に報告することとなりました。

つきましては、GLU-No.2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウムに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)について、御意見・情報を募集いたします。御意見・情報については、科学的な根拠となるものや出典等についてもお知らせいただければ幸いです。(電話による御意見・情報の提出は御遠慮下さい。)

なお、お寄せいただいた御意見・情報に対して個別の回答は致しかねますこと、また、お寄せいただいた御意見・情報については公開させていただくことがありますので、その旨御了承願います。

意見・情報の提出方法

電子メール、ファックス又は郵送いずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。

【記入事項】

- | | | | |
|--|------------|--------|--|
| (1) GLU-No.2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウムに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集について | | | |
| (2) 氏名 (法人の場合は会社名/部署名等) | (3) 職業 | (4) 住所 | |
| (5) 電話番号 | (6) 御意見・情報 | | |

【宛先】 内閣府食品安全委員会事務局評価課内

「遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価」意見募集担当宛

○電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記 URL より送信可能です。

<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0172.html>

○ファックスの場合：03-3584-7391

○郵送の場合：〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

なお、電子メール、ファックスでお送りいただく場合には、表題を「GLU-No.2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウムに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集について」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願いいたします。

【締切り】 平成 21 年 10 月 30 日(金) 17:00 必着

【提出上の注意】

○提出いただく御意見・情報は、日本語に限らせていただきます。

○個人は、氏名・職業・住所・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載して下さい。なお、これらは、必要に応じ当方からお問い合わせをさせていただく場合や意見・情報がどのような立場からのものかを確認するためにお尋ねしております。

○電子メールにより提出いただく場合で、その内容を別ファイルとして添付される場合は、内容を読み出せない場合がございますので、必ずテキスト形式のファイルとして添付して下さい。